

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1372号)

平成28年12月22日

横 情 審 答 申 第 1372 号

平 成 28 年 12 月 22 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年3月18日教東総第703号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年9月25日処分日の処分案（蒔田中学校非常勤講師の強制わい
せつについて）」ほかの一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成26年9月25日処分日の処分案（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）」ほかの別表1に示す14件の行政文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示にした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年9月25日処分日の処分案（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）」ほかの別表1に示す14件の行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成27年1月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 文書の特定範囲について

本件申立文書は、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについてわかる行政文書のうち、横浜市教育委員会事務局（以下「教育委員会事務局」という。）東部学校教育事務所教育総務課（以下「所管課」という。）で所掌する教職員に係るものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1について

(ア) 校長の年齢は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。また、校長の年齢は記者発表等でも公にされていないことから、本号ただし書アに該当せず、公務員の職務遂行の内容に係る情報でもないことから本号ただし書ウにも該当せず、また本号ただし書イにも該当しない。

(イ) 校長の内心について記載されている部分は、当該教諭に関する情報であり、

当該教諭の個人情報であると言える。これが開示された場合、当該教諭の権利利益を害するおそれがある。

イ 文書2について

(ア) 個人の氏名・交友関係の部分については、個人に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

また、記載されている内容は当該処分とは関連性がないものであり、具体的な氏名・交友関係が開示される事で個人の権利利益を害するおそれがある。

(イ) 校長の内心について記載されている部分については、前記ア(イ)の理由により、開示されることによって、校長及び当該教諭の権利利益を害するおそれがある。

ウ 文書4について

(ア) 校長の年齢について記載されている部分については、前記ア(ア)と同様の理由により、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。

(イ) 事案の発生日・期間、学校名、生徒の人数、生徒に対する言動・様子について記載されている部分については、具体的な発生日時、発言、様子、行動が記載されている。開示することによってその記載内容や他の情報との照合により、当該被害生徒が特定され、当該被害生徒の権利利益を害するおそれがあるため、開示されるべきではない個人情報そのものと言える。

また、当該記載の内容は、人に知られたくないとされる事柄も多く含まれており、生徒保護の観点から開示することは予定されていない。

(ウ) 校長の内心について記載されている部分については、前記ア(イ)の理由により、開示されることによって、校長及び当該教諭の権利利益を害するおそれがある。

エ 文書5から文書8までについて

(ア) 事案の発生日・期間、学校名、生徒の人数・学年、生徒に対する言動・様子について記載されている部分については、前記ウ(イ)と同様の理由により、開示することによって当該被害生徒が特定され、当該被害生徒の権利利益を害するおそれがある。

また、当該記載の内容は、人に知られたくないとされる事柄も多く含まれており、生徒保護の観点から開示することは予定されていない。

オ 文書10について

生徒の言動・様子について記載されている部分については、具体的な言動・様子が記載されている。開示することによってその記載内容や他の情報との照合により、当該被害生徒が特定されてしまう可能性が高く、特定されると当該被害生徒の権利利益を害するおそれがあるため、開示されるべきではない個人情報そのものと言える。また、生徒保護の観点から開示することは予定されていない。

カ 文書11について

- (ア) 校長の年齢は、前記ア(ア)の理由により、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。
- (イ) 個人の氏名については、特定の個人に関する情報であり特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当する。
- (ウ) 個人の内心・行動に関する情報については、個人が開示されることを想定せずに述べた率直な考えや、当時の行動内容である。この個人の考えや行動が公にされることになれば、被害者が特定されるおそれがあり、特定されることで個人の権利利益を害するおそれがある。
- (エ) 過去の類似案件に関する部分については、公になっていない情報であり、開示されることによって他の情報との照合により、個人を特定されてしまう可能性があり、特定されると当該個人の権利利益を害するおそれがある。
- (オ) 校長の内心について記載されている部分については、前記ア(イ)の理由により、開示されることによって、校長及び当該教諭の権利利益を害するおそれがある。

キ 文書14について

個人の給与に関する情報については、具体的な級号給が記載されている。開示することによって他の情報との照合により、財産状況が特定されてしまう可能性が高く、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書1、文書2、文書4、文書11及び文書12について

校長の内心に関する情報については、校長の当該教諭に対する率直な評価を述べた内容で、極めて人事的秘匿性の高い情報が記載されている。これらは公にされることが予定されていない性質の情報であり、これが開示された場合、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 文書3、文書9及び文書13について

てん末書の記載内容については、てん末書とは責任の所在を明らかにし、任意に提出する性格の文書であり、開示すると事案に係る当事者との信頼関係が損なわれ、今後、事務処理ミスや不祥事が発生した際に、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、当事者から事実確認を行うことが困難になるという、人事管理上の支障を及ぼすおそれがあると考えられ、本号エに該当する。

なお、本件処分を検討するに当たっては、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第555号を参考とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象行政文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 行政文書については、原則全面的に開示されるものである。

本件請求についても全面的に開示されることを求める。当事者等からの、法的対応等になった時に、証拠として提出された文書は、公開されたと同じ扱いになったとしたときに、行政文書としては、非開示にした部分が、結果的に公開されることについては、矛盾が生じることになる。

今回も公開されない、できないとされた点については、報道や、当事者に対する現在の一般的な認識、扱い等によって判断して主張する。

- (3) 文書1について、校長の年齢、一般的には有識者の年齢は、公開されている。されると認識している。

「校長の内心について記載されている」ということについては、校長の職務行為であり、非開示はあり得ない。

- (4) 文書2について、個人の氏名、交友関係については開示を求めない。校長の内心については、校長の職務行為一環であり開示を求める。

- (5) 文書3、文書9及び文書13について、てん末書は全面的にその内容が、非公開である。しかしながら職務上に関することであり、その内容には、当然その事案の問題点、背景等が記載されていると思われるのである意味、職務上の問題解決等についての内容が記載されているといえる。その内容は広く知らされる必要なものであり、申立人もぜひ知りたい情報である。全面的な非開示は、知る権利を侵している。

「任意に提出する性格」ということであるが、提出された段階で、処分庁においては、行政文書の一つとして扱われているといえる。ほぼ全面非開示ということは、容認できない。職場での動向等職務行為等について記載されているといえるから、開示されるべきである。

- (6) 文書4、文書6、文書7及び文書8について、できごとは公開の場所であり客観的事実として、広く知られているということで開示される情報である。
- (7) 文書5について、学校名は、関係者にとってはこれまでのことを含め知っておく必要の情報であり、開示されるべき情報である。
- (8) 文書10について、事実関係であり、処分庁の判断であるといえるので、処分庁職務行為であるから開示すべきである。
- (9) 文書11について、この事案については、内容からすると、問題が継続している。その原因等の解明のため、いろいろな面での問題点が明らかにされることが必要である。全面的に開示されることをもとめる。
- (10) 文書12について、内心については、行政がどのように取り組んでいかれるのに関心があるところであるが、その判断として今回開示されたものからは、参考にできるものがないので、内心とは、どのようなことか不明である。これだけのことをされたからには、今後の自らのためにも、自らを検証、解明した、内容のものを求めるものである。しかしながら、検証解明の作業を、処分庁ができないというなら、現在ある文書を全面的に公開することによってあとは第三者に判断を委ねることになるということである。

評価に関する情報は、上記及び校長の職務行為であり、今後の問題解決について、校長が判断できる職員であるかどうかの判断になるから、学校選択等の参考する情報になる。

- (11) 文書14について、給与に関しては、個人に関することということであるが、これも具体的になぜ個人情報という説明がないと理解できない。
- (12) 「特定の個人を識別する」ということについて、現時点では解除されているといえる。例えば、生徒が被害者の場合に、生徒の卒業等の状況の変化により報道被害に遭うこともなく、現時点で識別されたとしても問題はない。

なお、当該生徒についての情報は、ケースバイケースと考えている。

- (13) 「権利利益を害するおそれがある」という実施機関の説明は、主観のみであり、証明等がなされていない本案については、処分庁の証明等がなされたら、再度反論

をする予定であるが、処分庁の証明等がなされない場合は、申立人の求める、公開されることが妥当ということである。

- (14) 学校職員は住民の期待に応える義務があり、自らの行為を律すべきであると考えられる。そうすると、自らが行う職務内容は全て公開されても良いと言い切れる。

学校職員の行為は全て教育計画に基づくものであり、勤務時間外であっても自身の生き方も含め、計画の下に生きてしかるべきだと思う。そうすると、学校職員の職務中の失敗及び職務外の失敗は、全て本人の計画性の中で生まれるものと理解できる。

- (15) 事実確認記録とあるが、申立人が求めるものは事情聴取記録である。事情聴取記録とは、事情聴取をうける職員の、事件の原因、背景、理由、問題点、今後の対応、克服すべき点等が浮かび上がるような質問がなされていることを想定している。具体的に何が聞かれたのか、どのような答えだったのか、今後の参考のために申立人としてはぜひ知りたいところである。

5 審査会の判断

- (1) 懲戒処分に係る事務について

所管課は、教育委員会事務局の教職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する違反行為や非行を行った場合、事実確認を行い、てん末書の提出を受け、教育公務員に適用する懲戒処分の標準例（平成25年7月29日教教人第877号教育長通知）の基準に基づき処分案を作成する。これらの資料に基づき横浜市立学校職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒委員会」という。）で審査を行い、その結果を教育長に報告する。教育長はその審査結果を踏まえて実施機関に懲戒処分議案を推薦し、実施機関にて処分量定を審議し、処分を決定する。

なお、懲戒処分を行う場合、事案概要、処分内容等について記載した処分説明書を作成し、処分辞令とともに被処分者に交付する。

これらの事務は、職員の職種、勤務地等により、教育委員会事務局総務部の職員課及び教職員人事課並びに東西南北4方面の各学校教育事務所教育総務課の合計6課が所掌している。

- (2) 本件申立文書について

申立人が本件請求で求めている、平成26年度に発生した職員の不祥事及び不祥事で処分を受けたものについて分かる行政文書は、所管課が所掌する事案に関する次の4種の文書である。

ア 教育委員会事務局が事件に関わる教職員等に事実確認のために聞き取りをした内容をまとめた事実確認記録

イ 事案に係る本人が責任の所在を明らかにし、本人の認識に基づく事実や、再発防止に向けた反省などを記載して事案に係る本人から提出されたものであるてん末書

ウ 事件の概要や過去の類似案件、処分量定を判断するに当たっての考慮事項などをまとめたものであり、教育委員会事務局が作成し、分限懲戒委員会に付議する資料となる処分案

エ 処分内容等を記載し本人に交付するものである処分説明書

(3) 実施機関は本件申立文書について、条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして一部開示としたと主張しているため、平成28年3月18日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

ア 本件請求においては、懲戒処分が確定したものを不祥事と考えた。

イ 開示・非開示の判断においては、客観的事実と判明した部分であり、個人識別情報が含まれておらず、秘匿性の高い人事管理情報でない部分を開示とした。

また、実施機関では「教職員に対する懲戒処分に係る公表基準について」（平成15年10月17日教育長通知）に基づき、記者発表が行われており、記者発表済みの内容、記者に情報提供する予定であった情報を開示とした。

ウ 校長の内心・評価とは、校長自身の思想信条のことではなく、教諭への評価である。教諭への具体的な校長の評価は、開示されると今後、校長の率直な考えを聞けなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示とした。

(4) 当審査会は、以上を踏まえ、本件申立文書を見分した上で次のように判断する。

ア 条例第7条第2項第2号及び第6号の該当性について

(ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 条例第7条第2項第6号柱書は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関

する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

また、本号エには、開示しないことができるものとして、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のあるものを掲げている。

- (ウ) 実施機関はこれらの条文に基づき本件申立文書の一部を非開示としたと説明しているため、以下検討する。

イ 文書1について

- (ア) 校長の年齢について記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、校長の年齢は記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

- (イ) 校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、校長の当該教諭に対する率直な評価を述べた内容が記載されている。当該情報は、公にすることを前提としておらず、公にすると校長と生徒・保護者・教諭との信頼関係が損なわれ、校長の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第7条第2項第6号に該当する。

- (ウ) 「(5)児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等」のうち、別表2に示す部分は、本件事案の影響について一般的な評価を述べたにすぎず、条例第7条第2項第6号には該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、校長の当該教諭に対する評価が記載されており、前記(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。

ウ 文書2について

- (ア) 個人の氏名・交友関係の部分については、申立人も開示を求めていることから、その余の部分について検討する。

- (イ) 校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、前記イ(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。

エ 文書3、文書9及び文書13について

これらの文書は、懲戒処分を行うに当たって当事者の内心に係る情報が記載さ

れたてん末書である。仮にこれらを開示すると、教職員との信頼関係が損われ、今後事務処理ミスや不祥事が発生した際に教職員が情報の提供に消極的になることで、的確な情報収集やそれに基づく適切な指導が行われにくくなるなど、今後の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2項第6号エに該当する。

オ 文書4について

- (ア) 校長の年齢は、前記イ(ア)で述べたとおり、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、前記イ(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。
- (ウ) 文書4には、当該事案の具体的な発生日時、発言、様子、行動が記載されていることが認められる。これらの情報を公にすると被害生徒が特定され、又は被害生徒が特定されなかった場合でも当該生徒の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (エ) 校長の当該事案に対する評価が記載されている部分は、これらが公にされると、校長が当該事案においてどのような点を重視したのかが明らかとなり、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから条例第7条第2項第6号エに該当する。

カ 文書5から文書8まで及び文書10について

これらの文書には、当該事案について事案の発生日・期間、学校名、生徒の人数・学年、生徒に対する言動、生徒の様子について記載されていることが認められる。

これらの情報は、前記オ(ウ)で述べたとおり条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

キ 文書11について

- (ア) 校長の年齢は、前記イ(ア)で述べたとおり、条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。
- (イ) 校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、前記イ(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。
- (ウ) 被害者については、特定の個人に関する情報であって特定の個人を識別する

ことができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (エ) 「(5)児童・生徒、保護者、地域、社会及び教職員に与える影響等」のうち、別表2に示す部分は、本件事案の影響について一般的な評価を述べたにすぎず、条例第7条第2項第6号には該当せず、開示すべきである。

その余の部分は、校長の当該教諭に対する評価が記載されており、前記イ(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。

- (オ) 過去の類似案件に関する部分については、これらを公にすると具体的な事案の内容から個人が特定され、又は個人が特定されなかった場合でも当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文に該当する。また、このような措置を受けることは、公務員の職務の遂行に係る情報とは言えず、ただし書ウに該当せず、ただし書ア及びイにも該当しない。

ク 文書12について

校長の当該教諭に対する評価に関する情報については、前記イ(イ)で述べたとおり、条例第7条第2項第6号に該当する。

ケ 文書14について

個人の給与に関する情報が記載されている部分には、被処分者の給与の級及び号給が記載されていることが認められる。給与の級及び号給は、他の情報と組み合わせることにより当該被処分者の給与額が特定される情報であり、秘匿されるべき個人の財産に関する情報である。したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2項第2号本文前段に該当する。また、被処分者の給与に関する情報は、記者発表等においても公にされていないことから本号ただし書アに該当せず、公務員の職務の遂行に係る情報でもないため本号ただし書ウにも該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

コ 文書の特定について

- (ア) 実施機関は、本件請求について判断するに当たり、懲戒処分が確定しているものを不祥事であるとした。このことについて、文書特定の争いはない。
- (イ) 申立人は文書2、文書5から文書8まで及び文書12の事実確認記録のほかに、被処分者から聞き取りを行った際の質疑をそのまま記載した事情聴取記録又は聞き取りの際に作成したメモ若しくは当該聞き取りの録音の開示を求めるとも

主張している。

この点について実施機関に確認したところ、懲戒処分にあたっては、聞き取りを行った後速やかに事実確認記録を作成し、その作成にあたって使用したメモは内容を確認後、すぐに廃棄しているとのことであった。また、被処分者を緊張させ、ありのままの事実や心情を聞き取ることの妨げとなるため、聞き取りは録音していないとのことであった。

実施機関において、懲戒処分に先立つ事実の認定を行うための文書が事実確認記録であり、その作成にあたってこのような運用を行っている以上、申立人が求める事情聴取記録を作成していないことは、不自然とは言えない。また、録音を行っていないことも、不合理とまでは言えない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は、妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第6号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表1 本件申立文書一覧

平成27年1月27日教東総第569号による一部開示決定に係る対象行政文書	
	対象行政文書
文書1	平成26年9月25日処分日の処分案（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）
文書2	平成26年9月25日処分日の事実確認記録 [平成26年8月28日]（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）
文書3	平成26年9月25日処分日の顛末書（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）
文書4	平成26年9月25日処分日の処分案（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書5	平成26年9月25日処分日の事実確認記録 [平成26年6月9日]（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書6	平成26年9月25日処分日の事実確認記録 [平成26年7月4日]（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書7	平成26年9月25日処分日の事実確認記録 [平成26年7月10日]（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書8	平成26年9月25日処分日の事実確認記録 [平成26年7月17日]（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書9	平成26年9月25日処分日の顛末書（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）他3件
文書10	平成26年9月25日処分日の処分説明書（六ツ川中学校教諭のセクハラ行為について）
文書11	平成26年11月27日処分日の処分案（子安小学校教諭の窃盗について）
文書12	平成26年11月27日処分日の事実確認記録 [平成26年9月9日]（子安小学校教諭の窃盗について）
文書13	平成26年11月27日処分日の顛末書（子安小学校教諭の窃盗について）
文書14	平成26年11月27日処分日の処分説明書（子安小学校教諭の窃盗について）

別表2 条例第7条第2項第6号に該当しないため開示すべきと判断した部分

文書1「平成26年9月25日処分日の処分案（蒔田中学校非常勤講師の強制わいせつについて）」		
ページ	行	該当箇所
2	5	46文字目から48文字目まで
2	6	1文字目から16文字目まで
文書11「平成26年11月27日処分日の処分案（子安小学校教諭の窃盗について）」		
ページ	行	該当箇所
2	14	2文字目から36文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。罫線及び空白は行数又は文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月18日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会)	・諮問の報告
平成27年4月21日 (第269回第二部会)	
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	
平成27年4月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成27年9月17日 (第188回第三部会)	・審議
平成27年10月15日 (第189回第三部会)	・審議
平成27年11月19日 (第190回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年12月14日 (第191回第三部会)	・審議
平成28年1月21日 (第192回第三部会)	・審議
平成28年2月18日 (第193回第三部会)	・審議
平成28年3月18日 (第194回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年4月21日 (第195回第三部会)	・審議
平成28年5月19日 (第196回第三部会)	・審議
平成28年6月20日 (第197回第三部会)	・審議
平成28年7月21日 (第198回第三部会)	・審議
平成28年8月4日 (第199回第三部会)	・審議
平成28年9月1日 (第200回第三部会)	・審議
平成28年10月6日 (第201回第三部会)	・審議
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・審議
平成28年11月17日 (第203回第三部会)	・審議